

参議院社会労働委員会会議録第二十号

(三三三)

昭和三十九年四月九日(木曜日)
午前十時三十六分開会

委員の異動

四月八日

辞任

牛田 寛君

補欠選任

小平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

加藤 武徳君

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

丸茂 重貞君

山本 杉君

阿具根 登君

杉山善太郎君

藤原 道子君

小平 芳平君

村尾 重雄君

林 塩君

衆議院議員

発議者

本島百合子君

発議者

八木 昇君

國務大臣

労働大臣

大橋 武夫君

政府委員

労働政務次官

蔵内 修治君

労働省労働局長

三治 重信君

労働省労働基準局長 村上 茂利君

労働省労働基準局長補佐 石黒 拓爾君

労働省職業訓練局長 松永 正男君

事務局長 増本 甲吉君

常任委員 会専門員

労働大臣官房 村松 伍郎君

雇用促進事業 団監理官

雇用促進事業 団理事 万仲余所治君

参考人

雇用促進事業 団理事 万仲余所治君

本日の会議に付した案件

○労働問題に関する調査

(雇用促進事業団の運営に関する件)

(労働災害に関する件)

○最低賃金法の一部を改正する法律案

(衆議院送付、予備審査)

○最低賃金法案(衆議院送付、予備審査)

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。四月八日、牛田寛君が委員を辞任されまして、その補欠に小平芳平君が選任されました。

○委員長(鈴木強君) 労働問題に関する調査を議題といたします。質疑の通

告がありますので、順次これを許します。なお、本日は、雇用促進事業団理事長万仲余所治君を参考人として御出席願ひ、雇用促進事業団の運営に関する件について質疑を行なうことになっております。柳岡秋夫委員。

○柳岡秋夫君 きょうはお忙しいところ、ありがとうございます。前回の委員会では、雇用促進事業団の中における労使の問題につきまして、労働省に對し、一応御質問をいたしましたわけですが、やはり当事者でない関係もありまして、十分な納得のいく回答が得られませんでした。本日は、ひとつ当事者として明快な御回答をお願いしたいのであります。

業務を運営するにあたりまして、労使が安定していなければならぬということ、これは御承知のとおりでございます。そして、そういう中で、私も、常に、特に政府関係機関の労使の問題につきましても、関心を持っておるわけでございますが、最近、雇用促進事業団の中における全総訓という労働組合が、宿日直拒否、あるいは賃金をめぐってのストライキというものを実施をされているわけでございますが、これに関連をして一組の組合員が起訴をされたと、こういう事態が起きましたことは非常に遺憾であると思ひます。

そこで、まず、お伺いしたいわけでございますが、宿日直という仕事は、先般の委員会でも労働省から御説明があったわけですが、非常に重

要な仕事ではないかと、こういうふう

に私も考えておるわけですが、い

ゆるに留守番というふうなことで

なくして、管理者がいなければなら

ないいろいろな連絡があり、あるいは

の保全を保つとかいうような面から

いっても、仕事の内容は重要でござ

いますので、そういう重要な仕事を一

ルバイトによつてこれに代替をする

いうことは、私は、いかに労働争議

に対する対抗手段といつても、ちよつ

と行き過ぎではないかと、こういうふう

に思ふのですが、この宿日直という

仕事に對する理事長の考え方をひとつ

伺ひたい。

○参考人(万仲余所治君) 当初に、た

びたび御迷惑をおかけいたしますこと

をおわびいたします。

ただいま私どものほうの宿日直のあ

り方についての御質問と心得ましてご

ざいます。私どものほうは、御承知の

ように、職業訓練をいたしますと同時に、

それに必要なる相当の建物並びに

機械器具等を必要といたしております

が、普通の学校なんかとはやや違つた

相当な財産を持っております。そうい

う関係上、昼間の職練所長が勤務いた

しております以外の時間、夜中といえ

ども、これらを安全ならしめる管理を

する義務を私どもの所長以下で分担さ

せております。ただ、所長その他二、

三の特別な人間は毎日宿日直をしない

ということにきめておりますが、大部

分の従業員が分担して日直並びに宿直

をすることになっております。

そこで、お尋ねの点は、争議態勢が

できて組合員が宿日直を拒否した場合、

残ります組合員にあらず非組合

員で宿日直をやるといふことは、それ

だけの員数では、とうていこの重要財

産その他いろいろな関係の時間外の管

理が完全にいかない場合がございま

すので、そのために、過般の宿日直拒

否の紛議があらましたときに、私から、

必要な場合は適當なる臨時者を雇つて

もよろしいといふことを指示いたしま

した。お尋ねの点の一つには、そうい

う何にも訓練所の内容その他を知らな

い者をアルバイトのように雇つても、

重要である宿日直の事務がでないで

はないかといふこととございしますが、

この宿日直は二人ずつやることになつ

ております。したがひまして、アルバ

イト一人で宿日直をさせてはおりませ

ん。必ず責任者が一人と、アルバイト

を雇つた場合には、アルバイトを助手

的に使う、こういう意味合いでやつて

おりますので、大体まあ十分とは言え

ぬかもしれませんが、適當なる管理が

なされると心得ております。

なお、おことばのうちに、ストライ

キの對抗的になつていふことをいふお

話がございしましたが、これは私も決

して對抗的とは考えておりませんの

で、われわれの預かつております施設、

機械器具等を適當なる管理をいた

すためには、いかなる場合にも宿日直

が必要であり、宿日直をやります以上

は、最低限の効果がある状態になく

ち、いかぬ。その点から申しますと、

場所によりましては、非組合員だけでは、なかなかそれだけで一日おき、もしくは、時には毎日のようになつてくるような状態ではできかねるところがありますので、そういう際を考慮して、必要に即して適当なるアルバイトを臨時に雇つてもよろしいという指示を私がいたしたのでございます。

○柳岡秋夫君 相当な財産を持つておるので、学校などと違つて、やはり夜間においても十分なそういう保安の態勢が必要である、こういう立場から宿日直というものが重要な仕事としてあるという御説明でございました。そうならば、当然昼間労働をしておる人たちをさらに夜泊めるといふような形でなしに、守衛なり監視員なりという制度を設けて、そして十分なそういう態勢を整えていくということが私は妥当ではないか、こういうふうにするのが、雇用促進事業団として、そういう監視員制度、あるいは守衛制度といふものについて、予算的な面で、あるいはそういう制度をつくることについて労働省なりに要求をしたということがございますか。

○参考人(万仲余所治君) 具体的に、私が就任したてからは、いま言ったような要求といふことはいたしておりませんが、各方面の地方にあります施設、もしくは地方でなくとも、現場的な施設につきましていろいろ勘案いたしておりますが、理想的に申しますれば、あるいは昼間は守衛的な者、夜間は常時それに当たる屈強な者を特別に雇い入れておるほうが完全とは思いますが、しかし、私どものいま与えられております予算関係その他定員関係におきましては、なかなかそこまでまいり

ませんで、かねがね私どもは、学校とは違ひますので、事務的、その他先生たる仕事以外の仕事に相当量多いので、事務的な人間をふやしていただきたいという要望を毎年数的にいたしておりますけれども、なかなか思うようにはまいっておらぬ状況でございます。したがって、宿日直について特別な専門的な者をお雇いくださいと申し出るまでの状態にはなっておりません。

○柳岡秋夫君 では、労働省にお伺いしますが、先般の委員会でも、いまそういう守衛なり監視員といふものを置いておるところはあまりない、したがって、事業団もそういう例にならつて宿日直という形でやつてもらつておるのだ、こういう御説明でございましたが、いま理事長が申されましたように、非常に重要な仕事の内容でございすし、したがって、一律に基準監督署や、あるいは職業安定所のようなところと同様にこれを見て予算の査定をするとか定員の削減をするといふことは、これは私は間違ひではないか、こういうふうにするのですが、いま言われたような事務員の増員、こういう仕事をやる人の雇入れの問題について、どうして労働省としてこれを認めていかなければ、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(松永正男君) ただいま事業団の理事長のほうから、事務員増員についての要求をこゝしもしたんだという御説明がございました。人員増の要求につきましては、実は事務員が非常に足りないといふので、われわれもいたしまして、何とかこの充員をはかりたいといふことを考えておつたの

でございますが、御承知のように、炭鉱職者訓練等をはじめいたしまして、転職訓練の規模を大幅に拡大しなければならぬといふような実情に迫られて、人員の要求をいたしましては、事務員と指導員を合わせたもので相当大幅な要求をいたしたのでございます。指導員につきましては相当程度認められたわけでございますが、事務員につきましては、残念ながら、このことは指導員重点でいこうというふうなことで、事務員については認められなかつたのでございます。機械設備、建築等とあわせて、人間の面では指導員に重点を置いた予算編成というふうな姿になつたわけでございます。

私ももといたしまして、事業団から要求された事務員につきましては、できれば確保したい、あるいはその全数でなくとも、幾分でも補充できるようなことにしたいといふふうには考えておりましたのでありますけれども、総合的な折衝の過程におきまして、結局何と申しまして指導員が直接訓練に一番重大な影響を持つておりますので、これを最優先にいたしまして、結果、事務員まで手が伸びなかつたといふような結果でございます。

なお、守衛の問題につきましては、御指摘のごとく、ほかの、たとえば単なる出先の事務所というふうなものとは比べますと、相当の機械、部品、工具等を持つております施設でありますので、理事長の言われましたように、できれば、将来の問題をいたしましては、専任のそういう保安の盗難防止等に当たる要員もほしいといふことは考えておるのでございますが、何ぶん予算折衝の過程におきまして、やはり

全体として折衝をいたします場合に、獲得すべきものがいろいろございまして、まあただいま申し上げましたような人員の面については指導員重点、指導員の待遇改善という面面にこゝしは重点が置かれた結果、そこまで手が伸びなかつたといふような実情でございます。

○柳岡秋夫君 指導員がふえるといふことは、これはいわゆる訓練生が相当多くなつてきて、訓練の内容も充実を、いわゆる業務量がふえていく、こういうことになつてくるわけですね。そうすれば、当然それに付随する仕事が多ふえてくるわけですから、指導員だけをふやして、その付随する仕事を遂行する職員がいけないということでは、これはまた十分な事業の運営といふものはできないんじゃないか、そして、また、そのことが私は労働争議の一つの要因にもなつていくといふことを考えますと、こういう片手落ちなやり方は、今後ぜひ直して、そして全般的に円満な、スムーズな事務の運営ができるような体制といふものをひとつつくつていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、理事長にお伺いしますが、先ほどどうしても臨時を雇入れなければできないといふところは雇つてもよろしい、こういう指示を出したのだと、こういうことでございしますが、私どもいままでの経験から言いますと、たとえば宿日直拒否という闘争を労働組合がした場合、大体アルバイトを雇うというふうなことは、これは官公庁の組合でございしますが、そういうところではあまりやらずに、管理者がそれにかつて宿日直をするというよ

うなことをやっておるのが、私が今まで経験した、あるいは見てきた実態でございます。そこで、どうしてもそれができないといふのは管理者の数が少ないからだと、こういうことが一つ言われましてけれども、たとえば秋田にある総合訓練所その他の訓練所の中で、臨時雇いをしなかつたところがあるわけですね、そういうところと管理者の数は一体どういふふうな違いがあるのか、臨時雇いをしなかつた訓練所は管理者が多いのか、また、どうして雇わなかつたのか、そういう点をひとつお聞きしたい。

○参考人(万仲余所治君) 一番少ないところは、所長をまけて三人でございす。所長ほか課長が二人というところがございます。一番多いところといへども、大阪あたりが一番多いところですが、これでも、私、正確な数字は存じておりませんが、約十人ぐらいの課長、部長、組合外の人がおるといふのが一番多いところでございますが、こういうところはほんの一、二カ所でございます。多くは五人、四人、三人といふふうなものでございます。私どものほうでは五十六カ所になります。か、総合職業訓練所を持つておりますが、アルバイトを雇つたのは半分ぐらいのところは雇つております。あとの半分ぐらいのところは雇つておりません。秋田は三人でございまして、二人ずつ宿日直をやることになつております。そうしますと、三人という数字は、私は肉体的に考えても、なかなか困難ではなからうかと思ひますので、私は、必ず雇えといふことは言ひませんが、必要あれば雇つてよろしいという指示をいたしましたのです。

かつこうにならないことをもって誠意である、そういう策士的なやり方は誠意でないと考えております。

なお、宿日直の拒否ということがあり、それに対してどうしてもやらねばならぬ最小限度の仕事をするためにアルバイトを雇う、その雇う金があったら、その金を初めから出したらいいいじゃないかというお話であります、これはなかなか私どもとしては受け入

れられない御意見でございまして、そういうことがなされた場合に、何とかないものまでも振りしほって、これに片方の財産保持、管理をせねばならぬというために支出する金というものを、初めから、それならこれだけの金があるから、おまえたはこれを使えというふうにして出せるものではございません。理念的に、数字的に考えますとそういう計算はできるかもしれませんが、私どもは、団体交渉の席上でもそういうことをいわれたが、そういうことはわれわれは考えるべきでもなく、考えてもおらぬという返事をいたしておりましたが、どうも実際問題としては、事柄が前後いたしました、私どもはどうしてもやらねばならぬことをやるための万やむを得ざる措置を最小限度に講じよう。それを初めから予想して、これだけの金があるからというやり方は、幾らか労働関係の経験を持っておられます私としては、初めから予想してそういうことはできませんと考へて、やりませんでした。

○柳岡秋夫君 まあ管理者と申しますか、経営当事者としてそういう気持ちで仕事の遂行を期していくということについては了解できるのでございますが、しかし、問題は、いたずらに労使の間を刺激するというようなことをすることは、私は経営当事者としてのやるべきことではないと思ひますし、できることなら、これは労使の間を円満に話し合いによって解決をして、労使一体となつての事業の運営ということが本来の経営者としてのあり方ではないかというふうに思ひますので、そういう点から考えると、私は、労働組合を刺激するようなアルバイトを雇うと

いうことでなしに、ほんとうにやるなら管理者だけが宿日直をやつていく、こういう気がまをえやつぱり持つべきではないだろうか。そして、そういうものはなからうか。そして、そういうものも早い解決をはかつていくということのほうで、私は、やはり経営者として当然考へていくべきことではないかと、こういうふうにして思つております。

そこで、問題の秋田の訓練所で青柳という方が起訴をされて休職になつております。しかも、四月から新しい訓練生が入るわけでございしますが、二十三名という職員で、今回の新しい訓練生に伴つての増員ということは行なわれたわけですか。

○参考人(万仲余所治君) まだ具体的に増員はいたしておりません。おりませんが、これは実情に依つて、必要ならば増員をせねばならぬと考へております。

○柳岡秋夫君 それは三十九年度の予算の中で、必要に応じて増員をするといわれませんが、増員をするいわゆる定員があるわけでございしますか。

○参考人(万仲余所治君) これは、先刻職業訓練局長からのお話もありましたように、グロスである員数が認められております。それと、現在五十六の職業訓練所の仕事の実情を勘案いたしまして、もし秋田に一人休職者があるために仕事が多分にできないというときには、それを有無相通じて考へようというところでございまして、初めからそういうものを予定して増員のもとを予定していただいたわけではございません。

○柳岡秋夫君 プール要員が何名おられますか。いま言われましたけれども、いわゆる初めから予定をしておらないことはわかりますけれども、いわゆるそういう必要に応じて増員をすると言われたわけですから、それに対応する要員というのは、いわゆるプール要員が何名知りませんが、本部で持つておられるわけですね、それは何人おられるわけですか。

○参考人(万仲余所治君) これから雇わねばならぬわけなのでございします。私は員数そのものを正確に存じておりません。

○柳岡秋夫君 労働省わかりますか、いまの要員の増員について。

○政府委員(松永正男君) 総合訓練所の定員で、三十八年度に比しまして、三十九年度におきまして増員される分は総合計百七十六人でございします。

○柳岡秋夫君 この百七十六人の増員をされた方をどういうふうにしてそれぞれの訓練所に配置をするかということ、それは、それは事業団でやることですか、それとも、事業報告書にもうすでに載せられておるものかどうか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(松永正男君) これは事業団におきまして、先ほど理事長が申されましたように、全体を見まして各訓練所の配分の計画を立てまして、その配分によって充員をするという仕事でございします。

○柳岡秋夫君 もうすでに予算が国会で成立して、いまだにその人が来るかどうかかわからぬ、これから雇うんだというふうなことは、四月から新入生を迎えて、すでに仕事が始まるという段階で、私はあまりにもおかしいと思う

んですが、その点はいかがです。

○政府委員(松永正男君) 予算がすでに国会を通りまして成立をいたしましたので、新年度予算に基づきまして、事業団法の規定に基づきまして、事業団におきまして予算計画、事業計画等を立てまして、これによってこの事業執行の財政的な基本をきめたものを労働大臣が認可をする、その際に大蔵大臣に協議をする。で、協議した結果、承認されたものに基きまして、事業団が自主的な判断においてその内容を執行するという順序になるわけでございます。

○柳岡秋夫君 そうしますと、これからそういう大蔵大臣等の認可を得るということになりまして、新しい訓練生を迎えて、非常に時期的なそでを来たすんではないかというふうに思ふんですが、その点は一休という関係になるんですか。

○政府委員(松永正男君) 新しい訓練生を迎えて事業は直ちに始まるわけでございますが、この増員は、各訓練所におきまして転職訓練等の規模の拡大に伴います増員も含んでおるわけでございます。規模の拡大につきましては、建築をし、機械を入れますと、そして動き出すということになりますので、それと、それから、従来人員が足りな

いからふやしたいというふうなものと両方含んでおります。で、従来人員が足りないからふやしたいというもののにつきましては、これはすでに設備の規模が同じでありまして、人員だけを配分をするというところになります。増設をいたしまして拡充した後にやるといふものにつきましては、定員の配分は、その進行状況によつてやるということになっております。

○柳岡秋夫君 まあそういう転職訓練等の問題もございしますので、一応これからの問題も相当入つてくるということとは理解できます。しかし、一応労働省としても、事業団と相談をして、三十九年度はどういう計画でもつてどれくらいの訓練生を訓練していくかというところは、すでに予定されておると思うのです。したがって、それに対応する訓練の体制というものは当然なればいけないと私は思ふんです。この訓練所でのどのくらいの訓練生を大

体やるか、したがって、この訓練所に指導員を何名あと追加しなければならぬかというふうなことはきまつていなければ、私は、業務計画書としてはこれは不適当な、あいまいなものではないかというふうに思ふんですが、そういう点ではできておらぬですか。

○政府委員(松永正男君) 具体的に秋田の訓練所につきましては、規模拡充計画はございしません。で、ただいま御指摘になりました点は、なるべく早くそういうものの決定版をつくりまして実施に移りたいというふうに考へております。御承知のように、訓練所は、一般職業訓練所と総合訓練所と両方ございします。転職訓練におきましては、この両方合わせまして、たとえば中年、炭鉱等がどの訓練所で幾らあるかというふうな計画になるわけでございます。一般訓練所につきましては、国からの補助金が確定をいたしましたので、これを受けまして果が果議院にかけまして予算を計上するというところになります。大体の計画は、いまほとんど煮詰まりつつあるのでございしますけれども、まだ果によりましては財務当局との話し合いがつかないというふう

なこと、まだ未決定のところもござい
ます。総合訓練所につきましても、
それらとの実質的な関係があるわけ
でございます。で、事業団本部と私ども
のほうで、予算の通る前から、事業上
いろいろ相談をいたしております、
この訓練所に何科を増設するという
ような話も大体着詰まっております
す。これにつきましては、たてまえて
いたしましては、事業団本部が計画を
立てて決定することが出来るわけで
ございますが、実際上は各県の県当局、
中高校対策等を扱っております各県
の実情に合わせてやりますので、知
事さん方の御意見も承りつつ、一般訓
練所とあわせて、総合訓練所の増設と
いうものも考えておることにな
りますので、まだ一部未決定のところ
でございます。

○柳岡秋夫君　そこで、前に戻ります
が、先般も申し上げたんですけれど
も、秋田の場合、二十三人の定員と申
しますか、指導員の中で、一名が休職、
一名が嘱託、一名が病欠ということ
で、実質的には今後二十名で運営をし
ていかなければならぬということに
なりますと、これは先ほど理事長が、
必要に応じてと言われるまでもなく、
訓練をやっていく中で非常な人手不足
を来たすということは明らかでござい
ますけれども、当然これについては増
員を予定しなければならぬと私は思
います。しかし、問題は、増員の問題と
いうよりも、休職という問題が就業規
則によって事業団はやられたように思
いますけれども、しかし、そのこと
は、いろいろそれまでの経過というも
のがあるわけでございます。私は、
事業団運営のために、ひとつさうい

う休職というものについては、早急に
これを考え直していくということが必
要ではないか。そのことは、また労使
間の安定した状態をつくり出す大き
な力にもなるんじゃないか、こういう
ふうに思いますが、その点、理事長の
考えをお聞きしたい。

○参考人(万仲余所治君)　これは私ど
ものほうのやり方だけではなくて、
公務員一般のやり方を私どものほうで
勘案してやっておりますのでござい
ます。で、休職にしたという事実はあ
りますが、いろいろな労使関係の円滑を
はかるために、これを早急にもとへ戻
すということがなさるべきではない
か、なさぬかという御質問でござい
ますが、これは御承知のように、懲罰の
意味で休職にしているのではござい
ません。起訴されるということにより
まして、しばしばお取り調べを受けたり、
いろいろなことがあります。そのために
訓練所における正常な職務をとるこ
とはできないという意味合いが多くて
休職ということがなされたわけござ
います。私どもとしては、これをいま
ま直ちにものと姿にかえすということ
を考えておりません。

○柳岡秋夫君　一般の破産罪等に
よって起訴をされたということであ
れば、私は言うことはないんでござい
ますけれども、いわゆる労働争議、しかも、
それまでの経過があるわけですね。御
承知のように、所長の暴行事件という
ようなことが前にもあって、非常に労
使の間が先鋭的になっておったとい
うことは、私は否定できないと思いま
す。そういう中で、さらに今度は宿日
直拒否の戦いに対しての事業団側の、
いわゆる私は対抗手段と申し上げたん

ですが、そういう形のものが出てき
た。しかも、一人、二人、三人とい
うふうに強行してきた。そういうこと
が組合側を非常に刺激しておったとい
うことは、私は否定できないと思いま
す。そういう中で起きた問題でござ
いますから、就業規則にそういうふう
に書いてあっても、その辺はやはりある
程度考慮をして、そして新入生を迎え
ての訓練の円満な遂行をはかるため
に、この際、考えていく必要があるん
じゃないだろうか、こういうことを申
上げておられるわけです。その点どう
ですか。

○参考人(万仲余所治君)　この休職の
問題につきましては、柳岡先生いろいろ
のお話がございますが、私も、現在
の秋田における労使関係ということか
ら考えまして、休職の問題そのものが
非常な刺激をし、非常な妨げになって
おるといふふうにも私は考えておりま
せん。また、ただいまも申し上げまし
たように、私どもは決して対抗的に何
をやるといふ考え方は持っておりま
せん。私の年々の信念でございませ
ん。私交渉をやりましたが、何をや
りまして、あるいはいろいろな交渉の結果
を、何か知らぬが、経営者側の原案が
通った、あるいは労働組合側の原案が
通ったとかいって、私は、勝つ
た負けたという観念は持つべきでない
し、持つてもおりません。したがいま
し、私は、決して対抗的にこうやる
というふうな考えは少しも持っており
ません。そういう意味合いから、休職
という事態は、一つは各所の実情に徴
しまして、一つはこのままで就業して
もらっては困る状態がたびたび出る
ということも予想されますというふうな

ことがあって休職ということになっ
ております。また、もう一つは、起訴さ
れたという事柄は、あとがどうなるか
わからぬわけでありまして、無罪にな
れるかもわからない、どうなるかわか
りません。したがいまして、私は、事
案が破産罪であるとか、あるいは争
議関係の起訴であるというふうな事柄
よりも、起訴されたということによる
われわれの平常業務の遂行に支障があ
るといふ意味合いが強く働きまして休
職という事態が起こっている、こうい
うふうにご考慮していただいております。

○柳岡秋夫君　私は、労使間の問題に
ついて、やはりあまりにも法令なり、
あるいは規定というものをいかに定
木に運用するということが、いかに労
使間の紛争をさらに激化させるかとい
うことを、経験上からいっても、ある
いは現在のいろいろな問題を見ても、強
く感ぜられるわけです。お互いに人間
の集団であり、したがって、そこに特
に労働組合との関係におきましては、
法の運用、規定の運用等については十
分な配慮がされなければ、決して労使
間の安定というものは期せられない
ということを感じておられるわけござ
います。そういうことから言っても、事
業団のとおっておられることが、いま
までの質疑の中でも、たとえば宿日直
の問題に対しても、あるいは年度末手
当の問題についても、あるいは年度の勤
勉手当の配分の問題についても、あ
まりにも相手の立場を考慮しないで、
ただ単に規定がこうなっているから、
給与規則がこうなっているからとい
う形で、やっておられるような感じ
を受けてならない。そういう形では、
私は、今後

とも事業団の中における労使間の紛争と
いうものは絶えない、こういうふう
に思うのでございますが、そういう点
をひとつ十分理事長としてもお考えを
いただいて、私からこういうことを申
上げるのと非常に僭越でございませ
んけれども、理事長さんは、民間の中
で相当苦勞なり、あるいは経験をお持ち
でございますので、十分その点はお考
えになっておられるかもしれないけ
れども、しかし、民間の組合と政府
関係の組合の問題はおのずから違
うことも頭に入れていただきたいと思
うのです。民間の場合は、当事者間
にそれぞれの能力が十分にあるわけ
であります。しかし、政府関係機関の
場合は、組合のほうには能力があ
るけれども、当事者たる理事長のほう
には能力がないわけですから、これは
先般の委員会でも申し上げましたよ
うに、すべて大蔵省なり労働省から
相当大きなものがつけられていま
す。したがって、それだけに、非常
に労使間の紛争を解決する場合の
困難さというものがあろうというこ
とです。ですから、この面を十分考
えて、あまりにもいかに定木にすべ
ての運用をしていくと、お互いに先
鋭的な争いというものが出てくるよ
うな感じを受けるわけですから、さ
ういふ点を十分ひとつ考えて、今後
とも労働組合に対する対策をお願い
したいというふうにお願ひをいた
します。そこで、もう一つ聞きたい
わけでございますが、まあ常識的にい
まして、労働争議を、しかも、その
労働組合は、労働三法に保障された
組合として、明らかに合法的な実力
行使をやってきた。しかも、そうい
う中で、一方では所長の暴力事件とい

起きたという経過があるわけですが、その場合、けんか両成敗というところではございませんけれども、しかし、今後秋田の訓練所がほんとうに労使一体となって訓練に励むということになりますと、片方だけ何か故意にそうされたのではないにしても、組合が起訴をされて、非常にこれからその組合に対する生活的な援助、あるいは裁判の費用の援助、いろいろ組合にかかるとは思いますが、したがって、そういう中で組合員が持つその感情は、おれらばかり非常に何か苦しめられておると申しますか、相手に対する感情がおもしろくない感情を私は組合のほうとしては持つておるのじゃないか。したがって、所長がいまのままであそこに居るというのでは、決して今後の秋田の訓練所の運営に、プラスにならないというふうに、私は常識的にこれは考えるのですが、やはりこの際、秋田の訓練所の問題をすっきりさせるために、これは人事問題でございますから、ここで私は言いたくございませぬけれども、やはり事業団としても十分その点は考慮を必要とするのではないかと、こういうふうにお聞きでございます。これはお答えがいただければ、決して理事長の権限をこでどうこう私言いたしませんけれども、しかし、労使間の安定した姿をこで、はつきりさせるためには、やはり所長の処遇についても、私はこの際考える必要があるのではないかと、こういうことだけ申し上げておきます。

それから、もう一つ、これは別な問題でありますけれども、訓練所の中で訓練をしている間に訓練生が事故を起こした場合は、補償についてどういうふうになっておりますか。

○参考人(万仲余所治君) これは特別にそのための規程というものは持つておりません。持つておりませんが、その事業が起きましたときの実情を考慮して、工場、鉱山等において業務上の障害が起った場合に対する措置、労災関係の措置というものを勘案しまして、また、その年齢等もろろ勘案いたしまして、実情に応じて、私どもとしては、その他から御批判を受けなくてもいい措置をとっておるつもりでございます。大体業務上の労災関係を準用するたてまえでやっております。

○柳岡秋夫君 これは事業団法の中にもそういうことは無いと思ひますし、いわゆる見舞い金程度の考え方ではないかというふうに思ふのですが、しかし、これは私は、やはり現在法の中における一つの盲点のような気がしてならない。したがって、最近指導員の手不足ということもありまして、自動車には含まれるとか、あるいは自動車の修理をやっているうちに急に自動車飛び出してけがをするとか、こういうことが非常に各訓練所に多いようでございます。したがって、こういう訓練生の業務上災害に対する補償の面を、私は、今後労働省として十分考えていかなければならない問題ではなからうか、こういうふうに思ふのです。この点、労働省の見解をお聞きしたい。

○政府委員(松永正男君) 訓練所内におきます災害につきましては、指導員の災害と生徒の災害と両方あるわけでございます。指導員につきましては、これは一般訓練所も総合職業訓練所も、労災保険の災害補償基準によつて補償されるわけでございます。それから、生徒につきましては、これは教育機関でございますので、たとえば工業高校、あるいは中学校等におきます生徒の災害の事例がまあときどきございます。それから、都会地におきましては、小学校等でも交通災害等がございます。で、これはたしか学校安全会法でございますか、によりまして、災害補償でございますが、補償では災害とは性格が違いますので、補償ではございませんが、災害給付と申しますか、ちよつと正確に覚えておりますが、支給基準がございます。それで、従来労働省の訓練所におきましても、生徒の災害につきましては、大体まあこれに準ずるというふうな考え方です。で、学校安全会法の基準がやや上回っております。これを、これではいけないというので改めまして、学校安全会法の基準と同等の基準をつくりまして、各訓練所でこれによりまして生徒の災害に対しては給付をする、まあ見舞い金というふうな名前にいたしておりますが、そういうことになっております。ただ、事案によりましては、特別に見舞い金を増額するということもできるというふうなことになるわけでございます。ただ、いわゆる労災保険法によります、あるいは基準法によります災害補償と比べますと相当の格差がございます。そこで、私どももいたしましては、これはまだ具体的にどうしようとするまで至っておりませんのでございますが、転職訓練等がふえてまいりますと、従来、職場におきましては、災害の場合は災害

補償を受けられた。就職しますというところ、そこでまた受けられる。中間の訓練段階において災害が起った場合に、特に中高年離職者等の場合には、家族をかかえておられますので、生活の面からいいますと、現在の基準ではあるいは低いということになるのではなからうかというふうに考えております。で、これにつきましては、まだ具体案を得ておりませんが、転職訓練のウェットがふえてまいりますので、特にまあ中学校を卒業の、まだ責任のない子供に対する考え方と同じでいいかどうかということにつきましては、実は前から私どもとしては検討をいたしておるのでございます。まだ結論を申し上げる段階に至っておりませんが、まあそのような考え方です。で、御報告申し上げます。

○柳岡秋夫君 最後に、まあいま局長の申された初級訓練と申しますか、学校を卒業してすぐ訓練所に来るような方は、これは一般の学校と同じような考え方でも成り立つかもしれないけれども、しかし、これから失対事業の中からも訓練所に入る、あるいはその他の転職訓練が非常に多くなってくるわけですね。そうしますと、いまいわれるように、事業所におれば労災の関係で十分補償される。十分でないかもしれないけれども、補償される。ところが、一年なら一年間の訓練期間に不幸にして事故にあつた場合には、これは涙金程度の見舞い金で終わってしまうというふうになると、これはあとに残された家族のことを考えても、非常に重要な問題じゃないかと思うので

です。こういう点は、私もまたあとの機会にいろいろ論議をしてみたいと思ひますけれども、ひとつ十分労働省としても早急に検討をされて、これについての対策を考えていただく、こういうふうな考えです。

以上で終わります。

○委員長(鈴木強君) 阿具根登委員。

○阿具根登君 ちよつといい機会でございますので、労働省と事業団に二質問を申し上げたいと思ひます。

離職者の住宅が非常に急ピッチで進んでおりますのは、まことにけっこうなことではございますが、場所によつては、せつかくおつくり願つた住宅に非常に入居者が少ない。こういうことを考えてみますと、あまりにも機械的に考え過ぎておられるのじゃないか。たとえば六畳、三畳というのは、これは絶対的な問題であつて、これが日本国じゅうどこでも建つておる。そうしますと、これは家族の四人も五人もおる人はなかなか困難だ。また、一方、まあそういうことはしんぼうしてもらひにしても、数を多くしたほうがいいのだという理論も成り立ちますけれども、せつかく建ててもらつたのに、あまりにも画一的にどこもことも同じじゃないか。それが一つなのと、まあ予算は少ないから私にも責任はございしますが、建てられた場所が作業環境の場所とあまりにも遠過ぎる。いわゆる往復の通勤費、時間等を勘案すれば、せつかく建ててもらつた所に行くよりも、それよりも少々高いけれども、自分の作業現場のほうに行きたい、こういうことで集まつておらないという弊害が一つある。

もう一つは、大体二千八百円だと思
いますけれども、それは千葉や埼玉や
東京の周辺だったら二千八百円という
家賃はきわめて安い、これはけつこう
だと思ひます。ところが、三重や北海
道に行きますと、市営住宅等もそのと
それよりも安くその近所にある、こ
ういうことになるというところは、非常
な物価高ではありますけれども、都会
周辺はさらに住宅に対する家賃という
ものが非常に高いけれども、地方に行
くと従ってこれがまた違つておる。そ
れを画一的にどこも幾らだということ
をきめられておるうらみはないか。そ
ういう点を考えてまいりますと、やは
りこの種特殊の住宅でございますの
で、少し幅を持たせなければならぬの
じやなからうか。たとえばその周辺に市営
住宅があつて、同じような機構である
ならば、少なくともその線までは家賃
を下げるべきだ。東京周辺であつたら
ば、これはいまのものでも私はそう高
くはないと思ひます。これくらいでも
いいのじやなからうかと思ひます。し
かし、今度は地方に行けば、私の見た
範囲では、同じような住宅でもっと安
い市営住宅がある、こういう点が一つ
と、特に雇用促進事業団にお世話に
なつておるこの勤労者の諸君は、きわ
めて零細な企業にしか従事しておらな
い、こういう点があるわけでございます
す。まことに吹きだまりというか、い
わゆるこの団地だけは最下層の部類に
入ると私は思ひます。これは政治の貧
困でございますけれども、そういう点
から考へて、もう少し住宅を建てる場
合、最近土地が高くてなかなか困難
でございますが、なるべく通勤に便利
のいい所に建てるようにするといふこ

と、それから、やはり地方の特殊性
を生かした考え方にしなければ、せつ
かくりつばな家ができて、現在三重
県等は百五十戸建てて、七十戸しか
入つておらない、北海道もそのとお
り、こういう状態があるわけでありま
す。だから、その環境と家賃の問題に
ついて、これは大蔵省等ともいろいろ
折衝の上のことですから、ここでそう
するのだというお答えはできないとし
ても、考え方を聞きましておきたいと
思ひます。

○説明員(村松伍郎君) 宿舎の構造に
つきましては、三十九年度から六
畳、四畳半、ふろ、こういうことに拡
張いたしました。それから、将来はそ
の部屋を合併しまして、二戸をもちま
して一戸にできますように構造を変え
ていきたいと思ひます。

それから、家は、三十八年度までは
入所者の資格を、八割を炭鉱職者、
二割を一般の広域職業紹介を受けた
者、こういうことにしておりました
が、もう炭鉱職者は優先します
が、場所によりましては炭鉱職者以外
の方の、炭鉱職者がいない場所に
おきましては炭鉱職者の方が六割
で、一般の方が四割でよろしい、こ
ういふ緩和規定を設けております。そ
れから、非常に家族の多い方につきま
しては、いままでは一世帯一戸でござ
いまして、世帯員の数が七人以上の場
合におきましては一世帯に二戸を貸す
ことができる、こういう緩和規定を設
けてございます。

それから、家賃につきましては、こ
れは最高第二種公営住宅という、つま
り低所得者の公営住宅をこえない、こ
ういふ限度を設けておいておきま

す。ただ、いま特殊の問題としてしま
して、三重の問題の場合には、名古屋か
ら三重に行きます労働者ならば幾ら
でもあるのでございしますが、私どもの
ほうとしましては、いままでは果の安
定課を通じて、県の安定所ごとに
住宅を割り当てておつたものでござ
いますから、どうしても三重県で就職し
た者をこへ入れた、こういうこと
でございますが、最近その問題につ
きましては、三重と名古屋の調和を
とりまして、早急に充員できるように
いたしてございます。それから、札幌
につきましては、御承知のように、い
ろいろの特殊事情がございしますが、こ
れも雪解けが済みましたならば必ず充
員したいと思ひまして、特にあそこ
につきましては、ふる場を設けて、
それを事業団の外郭団体が経営する
とか、あるいはバスの乗り入れを認める
とかというふうな対策を講じて、
雪解けが済みました六、七月までには
大体充員できるようにわれわれも努力
したいと思ひます。

○阿具根登君 それから、もう一点で
すが、これもあまりこういうところ
で質問する材料じゃないですけれども、
たとえば某住宅を見てまいりますと、
ほとんど共がせきなんです。ほとん
ど共がせきです。実際これが常態かと
思われるくらい大の男が四百円くら
いで働いておつて、めしが食えない
から、全部奥さんも働いてる。そうす
ると、子供を置く場所がないのです
よ。これは何も事業団の責任でもない
し、労働省の責任ばかりでもないの
で、すけれども、地方に託児所がない。
だから、第一危険である。せつかくあ
いておるのであるから、一部屋貸して

ただけぬだらうか。そうすると、その
住宅の人たちがお互いに輪番で全部の
子供を預かりまして、こういうこと
を言われたことがある。何もそれを
労働省に金を出してくれとか、事業団に
金を出してくれというのではない。
せつかくあいてるからこの一軒を貸
していただければどうか。そうする
と、そのアパートの人全部の子供をこ
でお互いが責任を持って預かるよ
うにしたらどうか、こういう意見もある
のですが、こういうことについてどう
聞きしたいと思ひます。

○説明員(村松伍郎君) 三十九年度に
おきましては三カ所の託児所を設ける
予算を考へまして、比較的大きな団地
から設けてまいりたいと思ひます。た
とえば具体的に申しますと、ここでは
神奈川県の座間でございますが、あの
辺から設けてまいりたいと思ひます
ので、将来はこの託児所を十棟以上の団
地には全部設ける、こういう考え方で
まいりたいと思ひます。

○阿具根登君 それはまことにけつこ
うなことだと思ひますが、まあ非常
に大きな団地になってくれば、これは
市としてもほつておかないでしよ
うし、あるいは市のほうに陳情もでき
るし、また、労働省、事業団関係にも陳
情できるわけなんです。ところが、
いま言われました十棟以上ということ
になれば相当の数になるが、十棟以下
なれば、しかも、何戸もあいてるとい
うようなことならば、便宜上、これは
託児所に貸すのだというところでない
と、大きなところは託児所がある、小
さいところは限つて特にへんびになつ
て、日直とか宿直というのは業務の延

も、小さいところはへんびになるわけ
です。大きいところはそれに連なつた
いろいろの設備が整つてくる。そうす
ると、小さいところは非常に苦勞す
る、こういうことになるので、やっぱ
りそういうところはそういう便宜を計
らつてもらいたいと思ひます。大蔵省の
他関係があるから、ここでそうしま
すと言つたかえつてまずいならばそれ
でけつこうなんです。しかし、そうい
うところについて、そのくらいの規模
じゃつくないけれども、しかし、そ
れに準じた部屋を貸すから、だから託
児所はお互いに責任を持ちなさいとい
うくらいのことだったら、何も金を出
すことでも何でもなし、非常に自主
的にみんなやれるのだから、私は
けつこうなことだと思ひます。それで、
そういう問題につきましては、ひとつ
内さん十分炭鉱関係は御存じです
から、御返答をちょっと聞いておきま
しょうか。

○政府委員(藏内修治君) ただいまの
阿具根委員のお話は、まことにごも
つともでございます。いま直ちにあら
ゆる住宅施設に託児所を開設するとい
うことを決定するといふわけにもまい
りませんが、実情に應じて、御要望
が幾らかでもかなえられるように、弾
力性のある措置がとれるように検討を
命じたいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 藤田藤太郎委
員。

○藤田藤太郎君 私一、二点お聞き
しておきたいと思ひます。万仲理事長にま
ずお聞きしたいのですが、訓練所の業
務が終わつて、夜の宿直、それから、
休みの日の日直というかこうになつ
て、日直とか宿直というのは業務の延

長だと私は理解をしているわけですが、その業務に関連して問い合わせとかなんとかがあった場合に受け答えるために日直宿直がある。これは政府機関であるという民間の事業であらうと、そういう処置が業務の延長処理として行なわれていることだと私は思う。そこで、総合訓練所は、この前、労働大臣とも少し質疑をしたのですが、大きいところでは守衛というようになつて、その事業、敷地、財産管理体制というものが明確になつておる。そうではないところ、学校とか、そういうところでは作業員とかなんとかいうところで管理体制が明確になつて、業務の延長の分だけは日直、宿直になつてい

上げた。労働大臣も、そう聞いてみると、一べん研究さしてくれということであつたのですが、万仲理事長はこの問題をどうお感じになつておるか、ちょっとお聞きしておきたい。

○参考人(万仲余所治君) お説のとおりでございます。私もそう考えま

きない状態にあるわけなんです。そこで、ただいまは、普通宿日直は一人のところが多いのですが、二人ずつというところで、できるだけ財産その他の管理をするということをやつておりますが、私は、お話を伺ひまして、少し言ひ過ぎかも知れませんが、柳岡さんには、いまだ宿日直、守衛等については予算の要求をしたことがないと思ひます。そのことを申し上げておきます。

○藤田藤太郎君 いや、私の申し上げているのは、日直、宿直に対する負担の分の予算要求は必要であります。特に総合訓練所というのは何億円も、もつとそれ以上の機械設備がある、そういう管理まで業務上の延長処理という日直、宿直に負担さすということに無理がある。だから、昼夜を通じて管理をしているという人、守衛とか学校の用務員とかを私は置かなければならぬ。その上で業務上の延長の問題として、日直、宿直の問題の増額と、柳岡さんの言われた手当の増額という

しておるわけです。どうですか、それは。

○参考人(万仲余所治君) その意味でも、私は含めてお説のとおりと申し上げたわけでございます。これからはそういう意味の重要性も、特に予算要求等には強く申し述べるつもりでございます。

○藤田藤太郎君 柳岡さんがいろいろ質疑されましたから、もう万仲理事長に対する質疑はあまり多くしたくはないと思いますが、ただ、私たちがその質疑を聞き、現地のお話を聞いておつて、国家的事業なんです職業訓練というものは、だから、所長がえらくて職員があかんと、民間企業の財産、経営権、そういうものとの関連とイコール

といふばイコールと言へるかも知れぬけれども、もつとそれを乗り越えて、国家的な訓練という事業をやつていくという訓練所に対しては、特に今日緊急な事態がある。そういう意味からいって、私は、何かその面から労使といつていいかわかりませんが、けれども、私は、訓練業務をみんなが一緒にやつていくという実情とは少しさぐわなないものがあるんじゃないか、感情的にも、それから、何か四角ばつた関係においても四角ばつたことが先にいつてしまつて、団体交渉するにたつて、何も団体交渉と言わなくても、何人でもなければならぬという先走つたところから問題が起きる。今度の問題もそういう感じが私はする。そうすれば、残るのは感情だけだと思ふ。話がついたとしても、前段で残つた感情があつて残つていく、こういうことになるわけでありまして、そういう点

は、理事長さん、ひとつたくさん総合訓練所の責任を持つておられるのをごいいますから、その点は、私は、いまの国民、国家的な要求の上に立つて労働者に技術をつけていくのだ、それは労使というふうな感じではないに、一般の民間と違つて、一体となつてやつていくということを私は努力をしてい

たきたい。それでなければ、不信感というものがそこに生まれてくれば、よい問題が出てこないんじゃないかという感じを持つておる。これはどうも駄弁のようになりまして、けれども、少しそういう感じがいたしますので、特段の御配慮をお願いしたい、お願いをしておきます。

それから、訓練局長に私お尋ねをこの際しておきたい。その訓練をする原則というものをどこに置いておられるかということなんです。いまの日本の産業の発展ぐあいを見ると、一口に言へば、本島をずっと見て、北海道から九州まで見て、太平洋ベルト地帯に生産工場が集中をしておる。集中するから、そこへ他の方面から集まつて来る、住宅が不足する、こういうことでそこへ踏み切れない。失業者、半失業者、もつといへば潜在失業者といひますか、ボーダー・ラインのすれすれの人、貧乏、零細農で困つてゐる。それでも私がずっと見た状態を見ますと、幾らか北陸の方面には事業があり

ますから、幾らかましますと、その人口の、赤ちゃんもむろん毎年出産で生まれるわけでありまして、けれども、一%から二%その市町村の人口が減つてくるわけです。ふえるものも含めて、全体の数が一%か二%人口が一

臣がおいでにならないので、所見は承ることはできないのですけれども、その専門家であり局長から、また、次官も御所見があったら、こういう点についてこの際御意見をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(蔵内修治君) ただいま藤田委員から御指摘になりました点は、非常に重要な問題を含んでおられると思います。労働力需要地において訓練施設を開設するか、あるいは供給地において開設するかという点の問題であらうと思ひます。これらの点について、労働省において非常に議論のある点でございますが、この点は非常にたゞいま慎重に検討中と申し上げる段階ではないかと思ひます。詳細については訓練局長が申し上げますと思ひます。

が、私の承知しております限り、そういう段階でございます。これはまた将来の日本の新産業都市の建設にもかかっておるわけでありまして、そういう問題とも非常に大きな関連を持つ問題でございますので、ひとつ労働省だけの問題ということでではなくて、もう少し経済政策全般の上からも、十分検討してまいりたいと思つております。詳細については、また訓練局長から申し上げます。

○政府委員(松永正男君) 基本的な問題でございますが、これに對しましては、政務次官からおっしゃられましたような考え方では、対処をいたしてあります。が、全体としていたしましては、訓練計画は、やはり雇用計画、雇用の見通しというものと密接な関連を持たなければならぬというふうに存じます。したがって、全国的な規模、数量等におきましては、国全体の雇用計画、そ

れから、労働省で地域別の雇用計画につきましても、いま検討をいたしてありますので、これとも調整をしつつ計画を立てていかなければならないというふうな考へております。現状におきましては、おっしゃいましたように、確かに工業地帯に相当訓練所が集中をいたしておりますが、一般訓練所は全体で約二百八十ございまして、この配置を見ますと、全国相当まんべんなく配置をされております。私ども、いま持つてまいりませんが、全国地図に配置図をつくつてございすけれども、実は私もやうかつでございすけれども、その地図をつくつてみまして明確になりました点は、わりによく全国的にアンバランスなく配置されておるといふ感じがいたします。ただ、御指摘のごとく、今後の技能養成というものにつきましては、ますます需要がふえてくるというふうな考えますので、この現在の配置を、さらに将来の方向づけに基づきまして修正しつつ、新設、増設をはかつていくということ、御指摘のような全体及び地域別の雇用計画に基づきまして、おっしゃいましたような、いわゆる工業地帯のみに集中せず、たとえば新産業都市計画、あるいは低開発地域の開発計画というふうなものがございますので、これらと吻合をとりつつ設置をはかつてまいりたいというふうな考へております。

○参考人(万仲余所治君) ただいま藤田先生、また、さきに柳岡先生から、別段答弁は求めないがという意味のお話でございしたのですが、たいへんいろいろとありがたいお話をちょうだい

いたしましたのと、おまえは長年労働関係に携わりながら何だ、どうもけちけちと重箱のすみを突つくようなふうなやつてゐるじゃないかというふうなおしかりを受けたような気がいたしますので、まことにその点、私、恐縮に存じております。

ただ、一言申し上げたいのは、私もまづございましてと思ひます。どうも少し甘いような気持ち、また、私どもの相手方の事業団の労働組合員にもそういう気持ちがあるやうなところではないかというところで、昨年一昨年も、何だか知らぬが、こう葉ばかりみたいな点になつた気もなきにしもあらず。それではほんとうに、特に私も官庁のそばに置いていただき、ことに労働省の所管の事業団でありながら、正し

い労働関係にならぬじゃないか、ひとつ私も正しい労働関係を打ち立てるという意味合いで、それには基盤から正しくしておかなければならぬということ、どうも少しおしかりをちょうだいするようなふうにも見えるかもしれないですが、大体においてや到達点に近いくところまで歩み寄つてきておりますので、どうかいましばらくひとごらんくださいまして、私も御趣旨に沿つて正しい労働関係を近く打ち立てたいと存じております点をこの際申し上げておきたいと思ひましたので、申し上げておきます。

○藤田藤太郎君 新産業都市というお話が出たので、一言言わねならぬことになつたわけですが、新産業都市といふのは十三カ所、またこのごろ追加するとかせねとかという話が出ております。新産業都市が具体的に動いていくのは臨海地帯であり、このベルト地

帯に近いところ以外には動かないのですね、言うだけで。ほんとうに山の中の新産業都市を指定して、コンビナートみたいなものをつくるというてみたところで、いまのような無統制、自由経済、自由主義の中で、過剰投資でしぎを削つていく中では、そんなものは起きてこない、そんなところに経済の施策の間違ひがあると思ひますが、この点は、私はあなたときようは議論はいたしません。私は、その問題も重要な問題として、これはひとつ閣議でしっかりとやつてもらわなければいけません問題だけれども、しかし、労働力の配置問題は、いま私は非常に重要だと思ふのです。昭和三十三年の七月一日の就業構造調査を見ても、たとえば農業所得は昭和三十年から三十七年までは二二%しか伸びてない。ところが、国民所得は一三三・九%、約一三四%伸びてゐるのです。大体七倍伸びてゐる。その中で極端な分配が行なわれて、一人二十万円の国民所得は、五人世帯なら百万円をこすわけですが、収入は半分以下というのが国民の大半になつてゐる、そういうアンバランスの状態が日本の状態なんである。しかし、そういうことはともかくとしたしまして、零細農の方々が手も足ももがかれたということです。第二種兼業が四〇%に三十七年度はなつてお

る。第二種兼業というのは、主体が別の仕事で、農業が兼業ですが、これが四〇%、私は、こゝしになつたら五〇%近くになるのじゃないかと思ひます。農村から次三男が出、長男が出、そして農業主体者が農村を去つていく。ちよつと便利の悪い農村を歩きま

したら、たんぼがあつても耕作のたんぼが並んでゐる。これはもうそこでは食べていけないという状態なん

で、これはよほど思ひ切つた人の出てくる現象なんです。だから農業改善事業云々という話が出て、いま進められてゐるやうでありますけれども、これも実らない結果に私はなるのではないか。これは批判的なことをいつて恐縮ですけれども、そういうことになつてくると、いまの零細農の農民をどこで生活をさすかということが大問題だと私は思ふのです。その大問題の農民、零細農が転換をしていくのにつつかえ棒をしてあげる、これは私は労働省の労働行政だと思ふのです。農民で食つていけないのです。それで、いま技術者が足らぬというなら、最もよい機会だと私は思ふ。最もよい機会に、その方々がほんとうに生活できる道を開いてやるから都会に來なさい、そして都会の周辺で訓練をしてあげましょ

う、そんなことではとても農家の方々は踏み切れないのです。だから、地域で家族がそこにいれば、面会にも行けるし、通勤もできる、通学もできるよ

いうことになっていて、それは個人の問題です。省の労働力配置金からいえば、いま私の言ったようなことをほんとうに真剣に考えなければいけません。だから、産業都市との関係というものは重要でありますけれども、実際問題として、山の中に産業都市を指定したって、いまのところ、そんなところに工場は建ちつこありません。だから、そんなところにほんとうに生活のできない人々の労働力を余らせておかないで、生産労働にいかにつけておかないかというのを労働省が考えなければならぬ。なにか。私は、いまの柳岡委員の発言に對して、局長から、今後も訓練所が足らぬからやりますというおことばがありまして、どういふことを申し上げておるのですが、これはひとつ真剣に取り組んでいただきたい、こう思うのです。

○政府委員(松永正男君) 御指摘のとく、単に工業地帯のみならず、いわゆる農村地帯、あるいは漁村地帯、あるいは山村地帯というところにつきましても、労働力の需給の面から見まして、必要な訓練所を設置するに必要は確かであると思います。従来、農業基本法、あるいはいま提出しております林業基本法等にも訓練の規定がございまして、計画を立てる際に、農民であれば農林省で立てた計画についてこちらと十分協議をして、訓練所の設置等につきましても配慮をするというたてまえになっております。御指摘のごとく、私ども、農山漁村等におきまます労働力の状況が、従来に比べまして、急角度に変容しつつある

なことをあまり調べておりませんけれども、そういう事態をほうっておいていいかというところは重大な問題だと思ふ。その点はひとつ真剣にいままでの懸案をこじじゅうには処理するという心がまえでやってもいい、これを願ひしておきます。

○委員長(鈴木強君) 私も一言最後に要望しておきたいのですが、雇用促進事業団でおやりになっておる仕事は、本来、労働省が直接やるべき筋合いだと思ふのです。ところが、効率的、能率的な運営をするためには、やはり事業団組織のほうがよいということに移行したと思ふのです。自來三年近くなるわけですが、われわれはその成果を相当に期待しておるわけです。これが逆に労働問題等について遺憾な事態が発生をし、国会においてこれが論議されるようなことは、きわめて遺憾なことだと思ひます。したがって、事業団のほうでは、かなりの制約の中で仕事をやるわけですから、理事長以下、非常に苦勞もあると思ふ。そういう点は、発足をした所期の目的を達成できるように、政府当局においても十分裏づけと配慮をしてやることが必要だと思ふわけです。そういうようにひとつぜひ、困難もあるかと思ひますけれども、また、いろいろ各委員の皆さんの御質疑がございましたような重大な段階にありますが、ぜひひとつ関係の皆さんの今後の御検討をお願いしたいと思ひます。

午後一時まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩
午後一時三十分開会

○委員長(鈴木強君) これより再開いたします。
最低賃金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、発議者、衆議院議員本島百合子君より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(本島百合子君) ただいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。
御承知のとおり、現行の最低賃金法は、最低賃金の決定について、労働協約に基づくもの、審議会の調査審議に基づくもの等を認めておりますが、その主軸が業者間協定に基づく最低賃金にあることは明らかであります。そのことは、同法施行後における最低賃金の決定状況を見れば一目瞭然であります。すなわち、これまでに決定を見た最低賃金の数は、昨年末現在で千四百八十二件、適用労働者数にして二百七十五万余人に達しておりますが、そのほとんどが業者間協定に基づくものばかりで、労使協定に基づくものはわずかに四件しかないという実情であります。

この業者間協定につきましては、ここに多言を要するまでもなく、それは、あくまでも使用者側の一方的協定であつて、賃金は労使で決定するという賃金決定に関するわが国労働法上の原則並びにILO条約の原則に合致しないものであります。
このような賃金決定の原則からはずれた業者間協定を最低賃金決定の基礎とし、かつ、この方式を主軸に考えている現在の最低賃金法は、すでに立法当時から多くの非難をあびており、

できるだけすみやかに改正さるべき要素を当初から持ったものであります。
われわれが、この際、最低賃金法を改正せんとする主たる動機は、そうした当初から矛盾を含んでいる現行法を、そのまゝの形でこれ以上存続させることは適当でないと考えたからにほかなりません。もちろんわれわれは、業者間協定が過去におけるわが国の劣悪な賃金の引き上げにおける程度の役割りを果たしてきた事実を否定するものではありませんし、したがって、現在の最低賃金の存在理由を頭から否定するものでもありません。しかし、われわれは、労働者の生活権擁護という立場から、社会情勢の進展に見合つて、よりよい最低賃金制の確立のために常に努力しなければならぬ責務を負つております。そのような見地から現行法を見るとき、それはきわめて不満足であります。

その第一の点は、現在のごとき業者間協定を主軸とする最低賃金法を、この際幾ら強力に推し進めたところで、そこに好ましくない最低賃金制の確立を期待することは困難であること、換言すれば、現行の最低賃金法は、今後のわが国における適正な最低賃金制の確立について決定的役割を果たし得ないこと。第二には、業者間協定の本来の性格からして、それが労働者の最低生活の保障と無関係に決定され、かつ、それが最低賃金ではなく、最高賃金化しつづけるという弊害を生み出していることなどがそれであり、われわれは、以上のような趣旨から、この際、最低賃金法を抜本的に改正し、わが国における正しい最低賃金制

度の確立をはかることが目下の急務であると考え、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、第一に、現行の最低賃金法第三条では、最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力という三原則を考慮して定められる旨を規定しておりますが、通常の事業の賃金支払い能力を考慮するあまり、最低賃金の実施がはばまれる傾向にある実情にかんがみ、三原則中からこの部分を削除いたしました。最低賃金の本来の趣旨を明確にいたしました。

第二に、現行の最低賃金は、業者間協定に基づいて決定される最低賃金を中心としておりますが、これは使用者の一方的協定を最低賃金とするものであり、賃金についての労使の自主的決定の原則に反するものであるだけでなく、ILOの最低賃金に関する諸原則にも反するものと考えられますので、労使が自主的に決定した労働協約に基づく地域の最低賃金が決定できる場合には、これを第一といたしまして、次に、最賃審議会の勧告に基づく最低賃金及び行政官庁が職権により決定する最低賃金に最低賃金決定の主軸を移すことといたしました。同時に、業者間協定につきましても、その内容が適当な場合には、これに基づき最低賃金を決定し得る道を残すことといたしました。現行の第九条から第十六条までを次のように全面的に改めることといたしました。

(イ) まず、労働協約に基づく地域的最低賃金につきましては、最低賃金決定の申請の要件を、労働協約の適用範囲及び申請の手続の二点でゆるめることといたしまして、労働協約に基づく最低賃金決定の道を広げましたこと(第九条)。

(ロ) 次に、最賃審議会が最低賃金の決定または改正を適当と認めて、勧告を行なったときは行政官庁は最低賃金の決定を行なわなければならないことといたしますとともに(第十二条)、中央最低賃金審議会が、全国的最低賃金の決定または改正を可能かつ適当と認めるときは毎年四月一日に勧告を行なわなければならないこととし、行政官庁はこの勧告に基づいて最低賃金の決定を行なうことといたしましたこと(第十三条)。

(ハ) 労働者百人以上の請求があったときは行政官庁は最低賃金の決定のための調査を行なわなければならないこととし(第十五条)、行政官庁は、調査の結果または職権により最低賃金の決定をする必要があると認めるときは、これを行なうことといたしましたこと(第十六条)。

(ニ) 業者間協定につきましても、関係労使の代表を含む最賃審議会が適当と認めた場合に限り最低賃金として決定し得ることといたし、業者間協定の地域的拡張適用についても同様といたします(第十条)。

(ホ) その他現行の第十二条(異議の申出)、第十三条(最低賃金の改正等)及び第十五条第二項(再審議の請求)とほぼ同様の内容を有する規定が必要でありますので、所要の整理を行ないました上、第十一条(異議の申出)、第十四条(最低賃金の改正等)、第十四条(職権による最低賃金の改正等)及び第十六条(二(再審議の請求)の四条を設けましたこと。

第三に、現行の最低賃金は、最低賃金の実施を確保するために、関連家内労働について行政官庁が決定し得る旨を定めておりますが、積極的に家内労働者の労働条件の保護、改善をはかるという観点からこれを改めて、最低賃金にかかわりなく、行政官庁が最低賃金の決定を必要と認めたときは最賃審議会が最低賃金の決定を適当と認めて勧告を行なったときは、これを決定し得ることといたしております。

第四に、この法律の効果的な実施は、結局最賃審議会の活躍にまつこととあり、審議会の権限を強化することとあわせて、審議会の公正な運営を一層確保するために、かつILOの勧告の線にも沿って、公益委員の任命にあつては労使委員の同意を要することといたしました。また、最低賃金を決定するに先立って労働協約に基づく最低賃金の場合を除いて、関係労使委員及び公益委員からなる専門部会を最賃審議会に必ず設け、これに専門事項を調査審議させることといたしております。

第五に、この法律の効果的な実施を確保するために、労働者または家内労働者が次の行為をしたことを理由に、これらの者に対して不利益な取り扱いをするのを禁止する規定を設け、これに違反した使用者または委託者に対して第四十四条の罰則(一百万円以下の罰金)が適用されることといたしております。

(イ) 最低賃金または最低賃金以下の額の賃金または工賃が支払われた旨の申告を行なったこと。

(ロ) 最賃審議会等が行なう、最低賃金または最低賃金の決定についての調査の請求を行なったこと。

(ハ) 労働者が最低賃金の決定のための調査の請求を行なったこと。

(ニ) 行政官庁から要求があったとき、これに対して報告を行なったこと。

第六に、その他関係条文の整備等を行なうことといたしております。

以上が最低賃金法の一部を改正する法律案を提案するに至った理由及びその概要でございますが、本法案が成立、施行されますならば、わが国における労働者の労働条件の向上と低賃金労働者の最低生活の保障に資するところがかきわめて大であると信じております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木強君) 本日は、本法案に対する説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 最低賃金法案を議題といたします。

まず、発議者、衆議院議員八木昇君から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(八木昇君) ただいま議題となりました最低賃金法案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法案を提案いたします理由は、現行最低賃金法の内容が、憲法第二十五条、労働基準法第一条の精神をじゅうりんとし、また、最低賃金制に関する国際的な水準であるILO二十六号条約及び三十号勧告の趣旨に全く違反しているところにあります。また、全国一律最低賃金制を基本的な内容とした本法案は、政府の高度成長政策の結果、若年労働力、技能労働力が逼迫し、そのために初任給の大幅な上昇をもたらした、現行法による最低賃金額が実効性をなくしている事実にあります。さらには、諸外国からの要請をいたしましては、わが国のIMF八条国への移行、ガット三十五条の援用の撤回、OECDへの加盟など、自由化体制のもとでは公正労働による公正競争が前提であり、従来のソシアルダンピングという非難を回避するためにも、全国一律最低賃金制の実現が迫られているのであります。

私は、全国一律最低賃金法案の提案にあたって、現行最低賃金法の廃案を強く要求いたしますが、それとともに、現行法による業者間最低賃金の欺瞞性、その致命的な欠陥について具体的に指摘せざるを得ないのであります。

第一は、現行法が最低賃金額の決定にあたって労使対等の原則を無視して二十六号条約及び三十号勧告を見れば明らかなように、最低賃金額の決定にあたっては、労使が対等の立場で参加して決定すべきことを規定しており、最低賃金制の主旨が、労働者の最低生活を保障しようということにある以上、このILO第二十六号条約及び三十号勧告の言うところは、当然守られなければならないものであります。

す。しかるに政府は、いまなお第二十号六号条約を無視して批准しようともせず、また、この条約に違反する現行最低賃金法の運用によってわが国の低賃金構造を温存しようとしたしており、すでにその欠陥は、はっきりと実証されているのであります。

第二は、現行最低賃金法による最低賃金額の算定にあたって、労働者の生計費が全く考慮されていないという欠陥であります。現行最低賃金法第三条は、最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金、及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないと規定されており、この規定は、最低賃金決定の基準として国際的通念となつてゐる原則、すなわち、労働者の生計費、類似の労働者の賃金水準を勘案しなければならないことと相違してゐるのであります。しかも、最低賃金額を実際に決定するにあたっては、企業の賃金支払い能力のみが優先的に考慮されている実情であります。したがって、類似の業務に従事する労働者であっても、企業の規模が相違するだけで賃金に非常な格差があるものであります。さらに、労働者の生計費を無視した企業本位の業者間協定による最低賃金額であります。最近の異常な物価騰貴により、実質賃金はますます低下したてゐるのであります。その結果、最低賃金法の根本思想であります労働者の最低生活の保障の原則は、全くくずれてゐるのであります。

第三は、最低賃金法の制度として、全国一律に最低賃金が定められることが国際常識となつておりますが、現行最低賃金法はこのような基本的な規定を持たないために、極端に低い最低賃金、たとえば日額百八十円というような最低賃金額が存在しているのであります。その結果、労働者がその最低生活を維持することも不可能となり、すでに最低賃金としての実効性を喪失してゐるのであります。

第四は、現行法が労働者の組織化を妨げる役割りを果たしているという点であります。周知のように、諸外国における最低賃金法制定の動機を考へてみますと、労働者の組織化の促進ということがあげられてゐるのであります。この諸外国のあり方と比較いたしますと、わが国の現行最低賃金法の運営は、全くこれと逆行する傾向を示しているのがあります。たとえば大企業労働組合が労働協約を結び、その協約下に未組織の労働者を組織しようとする努力に、最中に、低い賃金の業者間協定を結んで、労働者の組織化の努力を水泡に帰せしめるということ、これはまことに遺憾なことであり、数多くの事実としてあげられてゐることです。本来、労働行政の目的は、労働者の組織化を育成し、それによって労働者の生活の向上をはかることにあるのであります。この労働行政本来の目的に違反して現行最低賃金法が運営されてゐる限り、私どもは根本的立場から現行法の廃止を要求せざるを得ないのであります。

第五は、現行の最低賃金が最高賃金化しつつあるという点であります。このようになる理由は、現行の業者間最低賃金協定が、過当競争の排除と求人難の打開ということに基づいて決定

されてゐる実情の中にあると思つてゐる。過当競争を排除するために業者が協定し、一定の賃金以下は支払つてはならないことを決定はするが、一たんその事態が回避されれば、この決定した最低賃金額が標準賃金として固定化し、結局、頭打ち賃金としての作用を持つてゐるのであります。このことは、現行最低賃金額が業者本位に定められてゐる当然の帰結であり、まして、このような事態が一般化する傾向を私たちは深く懸念するのであります。

次に、私は、最低賃金法案について、法案の概略を御説明いたします。第一に、本法は、労働基準法第二十八條第二項に基づいてつくられたものであります。御承知のように、現行法の成立の際、第二十八條は修正され、第二十九條から第三十一條までは削除されております。

本法は、附則において労働基準法第二十七條を削除し、第二十八條から第三十一條までを修正して復活しておりますが、その意図は次の点にあるのであります。すなわち、労働基準法の最低賃金の規定は、憲法の精神を受け継いで具体化し、労働者の最低賃金を保障すべき立場からつくられたものであります。しかるに政府は、この憲法の精神をじゅうりんし、労働基準法の最低賃金規定を骨抜きにした現行最低賃金法をつくつたわけであり、私どもは、現行最低賃金法が憲法及び労働基準法、ILO第二十六號条約及び第三十號勧告の精神にもとるものであると深く憂慮するのであります。ここに私どもが憲法及び労働基準法の精神に

沿つた、正しい意味の最低賃金法案を提案する理由があり、労働基準法第二十八條から第三十一條までを復活させた重大な意義があると信じてゐるのであります。

第二に、最低賃金額決定の基準は、必要生計費、一般賃金水準、その他の事情を考慮して定めることとした。これは、現行法の欠陥のところを述べましたように、業者の賃金支払い能力があまりに優先する企業本位の偏向を防止し、正しい意味の最低賃金額を決定させることにあるのであります。特に必要生計費については、労働者が人たるに値する生活を確保するために必要な諸品目及びその数量を基礎として算出することにした。第三に、雇用されてゐるすべての労働者の最低賃金額は、中央最低賃金委員会が決定することにした。なお、この一般最低賃金額の改正につきましては、中央最低賃金委員会は、六カ月に少なくとも一回、すべての労働者の最低賃金額の適否について審議し、必要を認めた場合は、その金額の改正を決定しなければならないこととし、さらに六カ月の間に必要生計費が百分の三以上増減した場合は、これに応じてすべての労働者の最低賃金額の改正を決定しなければならないこととした。

第四に、労働協約に基づく地域的産業別最低賃金について規定しております。一定の地域内の同一産業の労働者の大部分が、賃金の最低額についての労働協約の適用を受ける場合に、労働組合または使用者の大部分

の合意による申請があつたときは、すべての労働者の最低賃金額をこえる額で、その一定の地域内の同一産業の労働者の全部についての最低賃金を決定することができるといたしました。ただし、労働協約の適用を受けていない労働組合または使用者は、拡張適用の申請について三十日以内に異議を申し出ることができるとなつており、中央または地方最低賃金委員会は、労働協約の拡張適用についての異議の申し出があつた場合、一定の範囲の事業について、その適用を一年の範囲内の期間で猶予し、またはその期間別の最低賃金を決定することができるといたしました。

第五に、使用者委員、労働者委員及び公益委員をもつて最低賃金委員会を組織し、中央には中央最低賃金委員会、各都道府県に地方最低賃金委員会を置き、中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織することにした。また使用者委員は使用者の団体の推薦する者を、労働者委員は労働組合の推薦する者を、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命することとした。

第六に、最低賃金委員会の会議は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととし、特に、すべての労働者の最低賃金額の決定及び改正の決定並びに労働協約の拡張適用による最低賃金の決定及び改正の決

定は、最低賃金の趣旨に照らして、出席委員の全員の一致で決定することにいたしました。さらに、最低賃金の決定に当たっては、まず労使委員がその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら、適正な決定に到達するようつとめなければならぬように規定いたしました。

以上が最低賃金法案の提案理由及びそのごく概略であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木強君) 本日は、本案に対する説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ御発言願います。

○藤田藤太郎君 中小企業退職金法案、これはまだ衆議院から回ってきてないのでありますけれども、この法案については、私たちが審議勉強するために資料のお願いをしておきたい、こう思うわけでございます。

まず、第一には、二百人から三百人になるこの対象企業の退職金がどうなっているかということが第一でございまして、それから、二番目には、退職金規程のあるところの退職金額はどうなっているか。これが第二。それから、三番目は、三百五十人以下の企業の資本金額、これはひとつ産業別にお願いをしたい。それから、設備拡大投資をして建設をするわけでありますけれども、投資額に対して労働者の雇用収容

人数がどうなっているか、産業別に分類してお願いをしたいわけでございまして、そこまでおわかりでしょうか。

○政府委員(三治重信君) 調べて、できる限り早いところ資料を出したいと思いますが、ただ、最後の投資額というものは、設備投資一億円に対して何人雇用と、こういうふうなことでござい

ますか。

○藤田藤太郎君 設備投資をいたしますと、設備投資額に対して労働者の収容できる設備投資額、たとえば機械産業ですとたくさんですけれども、化学産業等の近代産業では、非常にたくさん設備をしないと一人の収容の場合出てこないという、この比率の問題を産業別にお願いをしたい、こういうことでございまして、それから、その次に、

現行法ができてから、この現行法適用企業数、それからその人員、それから全体の企業に対しての適用されてる企業労働者の比率、それから、六番目が、この法律ができた当時、退職金規程があった企業の、この法律を適用した会社のそれまでの退職金はどうか。それから、昨年度は中小企業の倒産は三千件をこえておるわけでございます。倒産をした場合、新しい雇用になった場合に引き継ぐというふうなこともなっているわけでありまして、厚生年金を途中でやめて請求もせぬと放棄しているのが非常に多い、厚生年金に、ですから、この中小企業の退職金も、その働いた労働者がよく理解をしないで放棄をしているようなことが相当あるのではないかと私は思うわけでございまして、そういう点も一々調べられる範囲で調べていただきたいということでございます。それだ

けの資料を、非常に数たくさん申し上げましたが、お願いしたい。

○委員長(鈴木強君) その点よろしゅうございませうか。

○政府委員(三治重信君) すぐには間に合わない資料もあるかと思ひますが、とりあえずできる資料を出しまして、あとまた事情御説明申し上げまして、できるだけ早く出したいと考えます。

○藤田藤太郎君 私は、この際、法案の審議にあたって、補助金がついてい

るわけでありまして、八つ資料を要求しましたが、この中で、非常に膨大な資本の会社も五割、一〇割の補助金を適用されているということがありはしないか。それから、また、これができたために、退職金のいままであったものが消えてなくなったり、退職金規程をやろうという意思が退歩したりはせんか。そういう意味からもこの資料をお願いをして、これによって勉強して適正な方向を見つけた、こういう趣旨で資料をお願いしたのでありますから、ひとつ努力をして、これだけのものを全員に御配付をお願いしたい。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日のところ、この程度にとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私は、一応労働災害の問題についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

労働災害の問題については、通産省との関係や、それから、また、労働災害を根絶するための基本的な構想について各方面と労働大臣はいろいろお話をされておると聞き及んでいるところでございまして、この点をひとつお知らせをいただきたい。

○政府委員(村上茂利君) お尋ねの点につきましては、通産省と特に関連がございましては、鉱山保安に関する問題であると存じますが、御承知のよう本年二月初めに通産省に対して勧告を行なった次第でございまして、十二項目につきまして勧告を実施し、その線に従いまして鉱山保安法の改正、規則の改正、行政指導、各般にわたりましたその改善を求めておるような次第であります。その中で、鉱山保安法の一部改正につきましては、過般来、中央鉱山保安協議会におきまして審議検討いたしておりましたが、その答申も出まして、今月の月初めに鉱山保安法の一部改正法案を提出することに決定したような次第でございまして、その間に処しまして、藤田先生はじめ、諸先生から、鉱山保安の所管問題についてのいろいろ御意見があったのでござい

ますが、鉱山保安態勢の実体的な改善整備という観点から、鉱山保安法の一部改正の内容につきましては労働省とい

たしまして承りましたわけではござい

ますが、所管問題につきましては、差

なおります問題もございまして、差

十分なる調査等が行ない得ますように通産省と協議いたしました。従来行なっておらなかった保安に関する抗内立ち入り調査及び報告書の提出に関しましては、鉱務監督官の密接な協力を求めるといふ態勢をとることにいたしました。うな次第でございまして、事実上これによりまして、鉱山保安法上いうところの勧告権の行使、これに関連した事実上の調査実施によりまして、鉱山労働者保護のためのいろいろな調査等につきましては、従来より一そう強化充実し得るというふうに考えておるような次第でございまして。

次に、御指摘の災害対策全体の構想につきましては、先日の本委員会におきまして、四月の十七日の中央労働基準審議会におきまして、具体的な対策を提案して審議を求めたいというところを申し上げておりました、その案を

作成いたしておるところでござい

す。その間におきまして、関係各方面の意向も参酌しつつ、いま原案の作成を急いでおるような次第でござい

ます。

御質問の中に総評との関係という

て、かなり具体的な問題についていろいろ意見を交換しておるような次第でございいます。このような総評の意向などを事実上承りまして参考にしたしておるような次第でございいますが、何ぶんにも、労働基準審議会という公の機関において審議をいただくという手続もございいますし、原案作成におきましては、審議が願えるような形のものとして扱うかどうかという点について、なおこしばらく検討を要する点もありまして、慎重に検討を続けておるような次第でございいます。なお、話し合いは今後も継続いたす予定でございいます。

○藤田藤太郎君　そういたしますと、私はどこの組織とか総評とか何とかとは言っていないわけですが、関係方面にどういう手続で話し合いをされたかといま初めに聞いたのですが、総評と話し合いをした話を聞いたわけですが、問題は、それが具体的に法律による規制とか、具体的な安全保安の対策処置として行なえるようにならなければ意味がないわけでございます。そうなりますと、その基本的な労働災害、安全衛生の問題について、基本的に抜本的な改正が、いまのお話ですと、四月十七日の基準審議会ですか、にかけられるということですが、この四月十七日から審議会がスタートしてこれと取り組むということになるわけです。その審議会に諮問をする案を関係方面に相談をして、いま努力をしてまとめ中である、こういうぐあいに理解していいですか。

○政府委員(村上茂利君)　先日の委員会でもお答え申し上げたところでございますが、労働省といたしましては、

まず災害対策上の問題点をどのように把握すべきかという観点から、産業構造上の問題とか、企業内の問題、企業外の問題というふうな、かなり広範に問題を提起いたしました。そうして、それらの問題をどうするかということ

て具体的に対策を練りつつあるわけでございます。問題点が問題点でございますので、産業構造なり企業の体質改善に関連するような基本的な問題になりますれば、対策と申ししても、やや抽象的、かつ、長期の見通しに立つというものもございますし、それから、たとえ有害ガスだとか有害な粉じんなどについての規制をどうするか、その基準をどうするか、防護施設はどうしたらよいかというような問題になりますれば、きわめて具体的な問題でございますし、基準審議会の衛生部会などでもさつそくにでも取り組める段階でございます。そういう問題は早急にやるというような姿勢で内容を明確にいたしたい。

それから、たとえばILO百十九号条約のように、防護施設に関する条約の問題を国内関係法令と関連せしめましてどのように改めるか、その水準をどういうふうにして国内法規で採用するかという点になりますと、かりにその条約の水準に従つて法令を整備する、こう申しまして、次の手順としましては、さらに法令改正の個別的な諮問と申しますか、審議を要するというようなことになりまして、実は内容もさまざまになるわけでございます。ここで一々申し上げますれば、内容もかなり複雑多岐でございますし、対策の明確度、程度、範囲といったようなものもそれぞれございますので、ここでは個

別的には遠慮させていただきたいと思いますが、そういうようなものにつきまして関係方面の意向を内々伺いつつ、審議会の審議が円滑にいきまするようには原案作成を行なっておる、こういういきさつでございます。

○藤田藤太郎君 いや、私は、かまへの問題をお伺いしているのです。だから、労働災害を根絶しようというたてまえに立って、いまのあなたがお話になりましたようないろいろの面を含むと思います。しかし、問題によっては何年計画でやらなければならぬ問題も出てきようと思います。または具体的に処置のできる問題もある。それから労働災害全般についてのかまへの問題と取り組む、成案を得て実行に移す。少なくとも、この国会でその成案を得て実行に移すというかまへで基準審議会にかかけられようとしているのかどうかということを知っているわけです。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘のように、労働省としましては、従来これほど総括的、かつ、体系的に問題を提起し、かつ、対策を考えるというような態度をとりましたのは、私が申し上げるのは恐縮でございますが、かつてないほどの姿勢で臨みたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただ、先生がおっしゃいました今国会でという点になりますと、法律案につきましては、これは時間的にほとんど無理なようでございます。ただ、すでに提出いたしております労働災害の防止に関する法律案につきましては、全体の災害対策の中の一部といたしまして、たとえば経営者の安全意識の高揚をはかるという場合に、災害防止団体がそのような機能を發揮すると

か、あるいは数次の請負によりまして、一定の場所に多数の請負業者が入っておりというような場所における安全管理をどうするかといったような問題は、それぞれ労働災害防止に関する法律案が成立いたしましたならば処理され得る問題であります。しかしながら、さしあたって考えております労働災害防止対策は、非常に広範多岐にわたっておりまして、先ほど申しましたように、ILO百十九号条約の基準を取り入れるにはどうしたらよいかという問題になりますと、今国会に法案を提出するということは、これは時間的にほとんど不可能でございます。方向だけを対策として明らかにしつつ、そのような法律改正なり規則の改正なりは今後にまわりたい、しかし、できるだけ早急に出したいというふうに考えるわけであります。

○藤田藤太郎君　いまあなたがおっしゃったように、いま出ておる労働災害防止に關係する問題は、労働災害防止の全体の中の一つである、それは私たちもそう理解をいたしております。あれは一部であつて、全体の構想は一応研究してみるけれども、緊急にやらなければならぬ問題と、時間をかけなければならぬ問題があることは、私もそれは理解をいたします。しかし、全体の中で長期にまたがる問題は計画を明らかにされなければなりませんけれども、短期にやれる問題は、いまの労働災害防止法の上に掲げられておる以外に、私は問題があらうと思う。そういう問題は、何としても全体の計画の中で摘出して出てこない限りは、問題があるという気がいたすわけでございます。そういうものを含んでやらうと

いうかまえないのか、そのかまえない問題を私は聞いておるわけであります。ですから、今度の国会において問題の処理はあれだけなんだ、あとの緊急の問題もこの国会では云々ということになってくると、少しどうももの足らぬ気がするわけです。全体の問題が前に進んで、あとで足りない緊急に処理しなければならぬ問題はこの国会でやっぱり処理をしていくということがなければ、全体の計画が生きてこないのではないかという気がするのです。が、そこをどうお考えですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ほど来、藤田委員から、災害防止対策につきましての再三の御質問でございますが、ただいま労働省で災害防止対策につきまして全般的な検討を進めておりますことは、先ほど来政府委員から申し上げたとおりでございます。元来、今国会には災害防止に関する一つの法案を提案いたしておりますが、実は、この法案は昨年の通常国会に提出をいたしましたしが、審議未了となった案件でございます。これも災害防止上必要と存じまして今国会に提出をいたしましたのでございますが、しかしながら、御承知のとおり、昨年末におきます三池並びに鶴見の事故故によりまして、災害防止対策の問題が非常に国民全般にその緊急性が認識されております今日、災害防止に關して法案を出します以上は、それを含めた国としての災害防止に關する政策全体を確かめる必要がある、そうして、その一つの法案が、全体の対策の系統の中でのいかなる位置づけをされるものであるか、そうして、また、全体の災害防止対策というものが、今日の災害防止対

策の必要性というものに照らして、ど
れだけの価値があり、また、はたして
それで十分であるか、そういうことの
検討がなされなければ一つの法案の審
議も完全でない、こういう御意向が国
会に相当高まつておることを承りまし
て、私もまことにそのとおりであると
存じたわけなのでございます。そこで、
この災害防止対策全般について労働省
の考えをまとめ、そして、ある時期に
おいてこの考え方を審議の御参考にお
示しをいたすということも必要な場合
がある。その準備をするということに
なつたのでございますが、災害防止
対策のごときでございますから、他の
労働政策と同じように、労使双方に関
係のある問題であり、労使双方の十分
な理解と協力がなければならぬ事柄で
ございますので、一応労働省として全
般の考え方をまとめた上で、これを非
公式に労使双方の機関にお示しをいた
しまして、忌憚のない御批判と、ま
た、必要があれば修正についての御意
見をいただきたい、かような次第で御
相談を申し上げたわけなのでございま
す。ただいまのところ、大体それにつ
いて労使双方の御意向もある程度はつ
きりいたしました。労働省といたしま
しては、かような問題処理するに
あたりましては、申すまでもなく、
労働基準審議会の御審議をわすれず
必要のある事柄である、かように存じ
まして、近く審議会を開きいただく
ような段取りと相なつておるわけでご
ざいます。したがって、どうい
う形でその労働省の考え方を審議会にこ
らんいただくか、これについては、い
る審議会の審議の御方針によりまして、
労働省としては、ある程度の考え方は

ほぼまとまつております。近く開きま
す審議会の御了解を得た上で、適当な
時期に国会の關係の委員会にも御説明
を申し上げなければならぬと思つて
おります。先ほど来、局長から申し上
げましたように、行政処分処理するも
のもあれば、また、法令の改正の必要な
ものもあり。法令の改正の必要な
ものは、いままでの習慣といたしまして、
基準審議会の御審議をいただいてから
出すということがたてまえになつてお
ります。それらを考えますと、ずい
ぶん急ぐ事柄ではございますが、今
国会にこの上他の法案を出すということ
が間に合うかどうか、ちよつとむずか
しいだらうと判断せざるを得ないので
ございまして、私もどもいたしまして
は、審議会において御相談がまゝと
次第、それぞれの方法を通過しまして、
すみやかに実行に移して全般的な対策
を進めてまいりたいと思つてございま
す。よく考えておる次第でございます。
○藤田藤太郎君　そういたしますと、
大臣のお気持ちもよくわかりました。
そこで全般的な構想を立てて成案をつ
くつて、成案というたつて審議会にか
けないのだから、押しつけるわけには
私はいかないと思つけれども、しか
し、一応積極的な行政上の処理の考
え方を、審議会にかけざるに、いろいろ
意見を聞いて、いま成案中だ、間に合
うなれば、その中から行政措置のでき
る問題はやつていく。だから、審議会
そのものが重要な任務を含んでおるわ
けですから、早急に問題の処理がない
と困る。これは労働省のほうもそうだ
し、われわれのほうも困るわけでは
ない、そういうぐあいにはあまり理解を
いたしません。

そこで、私は、きょうはあまり深く
入る時間がないわけですが、ちよつと
午前中にお願ひをしておたわけであ
ります。というのは、法律事項、それ
から規則の事項、そういうものによる
外国の産業国の法案、要するに労働災
害防止のかまえて、それから、も
う一つ私はあると思つてございま
す。そのもう一つは、やはり人命尊重
というか、業務上の災害をなくする
という全体のかまえて、この前のたしか
この委員会の議論であつたと思つた
ドイツで災害が起きたら国民が国旗を
出して、炭鉱災害について喪に服した
という話が、阿具根委員からあつたと記
憶するわけでございますが、こういう
やつぱり人命尊重のかまえて、この
が国民の中で理解向上していくこと
なければ、私は、災害防止といふの
は、今日七十余万件も労働災害を受け
ておるものを減らそうといふのは、法
律規定上からも、それから、全体の国
民の人命尊重のかまえて、言はず語ら
ずにおいて、そういうことをやろうとい
ふことの二つの方向からいかなければ
これは防止がでないのじやないか、私
はそう思つてゐるわけであり。規定
がこうだから、これでとにかくその
責任がないのだといふような責任の有
無の議論をしておつても災害はなくな
らない。だから、そういう意味では、
私は、外国の労働災害に対するこの二
つの点からの事態がどうなつてゐるか
といふことをお話しただきたい、こ
ういふぐあいに午前中お願ひしてお
いたのであります。どうぞひとつお話を
いただきたいと思つてゐます。

○政府委員(村上茂利君)　とりあへず
の調査でございますので、満足をした
だけかどうかと思つて、大体立
て方としては二段のかまえてなつて
いるのが一般でございます。それは直接
使用者に義務を課しまして、監督機
関がその実行を監督するといふ立場か
ら、それぞれの法規について使用者に
義務を課するといふたてまえが一つご
ざいます。御承知のように、わが国の場
合は、一般法としては労働基準法の中
にいろいろ規定がございます。ドイツ
でございますと営業条例、イギリスで
ございまして工場法など、フランスで
ございまして労働法典の中に關係規定
がございまして、アメリカでございま
す。州際産業以外、各州の工場法など
によりまして使用者に対する義務規定
が設けられておりますが、その内容は
それぞれ違ひはございしますが、共通し
ておりますのは、一つは機械の危険な
部分に対しまして安全装置をしなければ
ならないといふような、施設につ
いての制限をしておる。それから、特
等、制限を加えておるということ。そ
れから、労働者の中で、特に女子年少
者についての危険有害業務についての
制限をしておる。いふやうな点が各
国共通の規制事項であると思つていた
しております。それと、いま一つの方
法といたしましては、災害の予防のた
めにどうしておるかといふことでござ
います。予防手段になりますと、これ
はいろいろの方法がございまして、こ
れは必ずしも法律で規制しておらずに、
別な機関を通じて予防対策を促
進するといふ措置を講じておる例が多
くございまして。たとえばドイツで申し

上げますと、労災保険組合という組合
がございまして、その保険組合が組合
の基金を用ひまして予防に関する規
程、たとえば災害防止規程をみずか
らつくり、その実行を組合員に對しま
して徹底を期するといふやうなたて
まえをとつております。それから、
フランスにおきまして、これは保険団
体でございまして、全国社会保険金庫
及び地方社会保険金庫が、その事業の一
部として、労働災害及び職業病の予防
活動を行なつてゐるということござ
います。もつぱら予防活動の資金面
を金庫で負担しつゝ、具体的な災害防
止活動を展開いたしております。ま
た、同じやうな例といたしましては、
カナダのオンタリオ州におきまして
は、事業主団体でございまして、災害
防止協会を設置いたしまして、そして
この災害防止協会が予防活動を行な
つてゐる例があるわけでございます。
で、個別的な産業ごと、職場ごとの災
害防止につきましては、具体的なきめ
のこまかい施策を必要といたしますの
で、このやうな団体を使い、かつ、労
災保険などのやうな保険の基金をそれ
に充當いたしまして活動を促進する
といふ態勢をとつてゐるのでございま
す。
きわめて簡単でございますが、大体
の状況はそれやうな状況にあると思
つて理解いたしております。
○藤田藤太郎君　これは主として具
体的な法規上、法律上の問題と、それ
から予防に対する問題ですけれども、精
神運動上の問題はどうか、いふぐあ
になつておりますか。
○政府委員(村上茂利君)　この点につ
きましてはいろいろな差があるやうで

ざいますが、最も有名でございますのはアメリカにおきます安全運動、「安全第一」ということが使われまして、積極的な安全第一主義が唱えられまして運動が展開されましたのはアメリカでございますが、そのような考え方は、ただいま申しましたように、ドイツ、フランス、それぞれの団体が中核になって推進いたしておるようでございます。

で、わが国の場合どうするかという問題がございますが、実は、既存の団体として全国産業安全連合会などのような団体もございますけれども、もっと幅広い国民的な立場から安全運動を展開する必要があると存じまして、国民安全の日の設定、それから、国民安全会議の設置などという構想がございます。これは具体化したのであります。何分にも、国民安全会議の活動状況を見ますと、その活動が全国的な規模において展開されているとは必ずしも言い得ない実情にあるかと存じます。したがって、目下作成しております災害防止対策の中におきまして、その国民安全会議をどうするかといったような問題をも問題として提起いたしました。その改善、拡充といった問題も真剣に考えてみたい、かように考えている次第でございます。

て、前段においては法典、後段の予防措置については、いろいろな組合組織、自主的な組織とか精神運動のお話がございます。しかし、一番大きいものが、局長控えて忘れられたと言うか知らぬけれども、抜けていやせぬかと私は思うわけです。それは、日本では

安全衛生の運動がスローガンを掲げやりましたも、その企業における、たは国全体の人権尊重という問題がは何といったって根本をなしているではないか、こういう気がするわでございます。私も見てまいりました、いまヨーロッパの各国で社会常になつてゐる問題というのは何かとすると、人間の能力で新しい機械をくつて生産を高めるのであるから、の主権者国民たる者は、その人生ををしましうとすることに、私は、経済にいても、これがやはり基本になつても生産と消費のバランスがとられて、人権尊重ということが企業の生産手段のあらゆるところに浸透しておるといふことが、この安全——災害をなくしていくという根本の問題ではないかと、私はそう思う。土曜、日曜を休んで、完全雇用をして、まだその上で機械の生産が高まれば労働時間を短くして、そしてその人生の幸福をもたらしうといふ、経済政策においても、あらゆる政策においてもこれが非常に浸透してゐる。経済政策の根本にこの問題があるのではないかということが、何といつてもこの災害をなくしていくといふことの根本問題ではないかというぐあいには私は見てまいったのですが、この点についてのお話がなかったので、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘の点、まことにございまして、災害防衛、労働省といしまして、止対策の第一の問題は人命尊重にあると存じまして、問題点の冒頭にこれを指摘いたしております。で、人命尊重観念を徹底するにはどうしたらよいか

という点につきまして、その必要性を認識しつつも、具体的な手段、方法に

して、さらにその充實を期してまいりたいと思つておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　その国内のそういう精神的な運動も、安全日をやるのか、安全をするためにどういう会議でどういふのをまとめて、何を実施して防ぐかというような問題も重要な問題だと私は思います。そのことはそのことでよろしいのでございますけれども、私が先ほどから言っている人命尊重というか、人間の能力で生み出した社会で人間が幸福になろうという心がまえの問題が、安全、災害防止に一番重要なウェイトを持つのではないかとこのことを私は申し上げているわけでございます。たとえばいまだ産業国といわれている国は土曜、日曜みんな休みで、家族と一緒に休養をし、再生産のために休養をとり、そうして人生を楽しんでいっているわけでございます。それで、まあ規定以上のオーバー・タイムといううなものとはほとんどございません。アメリカやカナダはないといっているくらいですが、ヨーロッパに行きましても、せいぜい一週間に二、三時間の労働オーバー・タイム。これには、非常に栄養をつけるために、オーバー・タイムの給付といましようか、手当も非常に過大に手当が行なわれてカバールする努力がされておるわけです。ですから、トータルの労働時間といましても、せいぜい四十五時間か六時間でございます。私は、日本の労働者が、農民も含めておりますけれども、労働者がお出しになる労働経済事情を見ましても、週四十八時間労働基準法できちんとして、四十九時間以上働いている人たちが、労働省が資料を毎月

これを計算しても、四十九時間以上働いている人が二千五百万もおるとこの現実でございます。毎週六十時間以上働いている人が千二、三百万おるといふこの現実でございます。私は、こういう現実というものがずっと抽出されて、労働災害のいま申し上げる対策の非常に大きな柱として取り上げていかるべきではないかと思う。私は多くは議論いたしませんけれども、また、働いている人がそう働かなければ暮らしが立たないという人もございます。わずかなウェイトであつても、その中で、それを働かなければその発注、受注の生産が間に合わないから時間を働いている方々もございます。働かなくても、概してその長時間労働をやってゐる人がどういう位置にあるかといふこと、私が見れば、やはり生活の問題が一番大きなウェイトではなからうかと思う。だから、その面からだを切り取つてゐるという感じが、私で考へてみる価値のある重要な問題ではなからうか。こういう点が、先ほどの外国で行なわれた一つの法規または災害防止の自主的な運動の中から生み起こしてゐる精神的な、国民から生み起こしてゐる精神的な、国民全般に運動との関連において労働災害というものを、やっぱりなるべく減していこう。だから、もしも万が一労働災害が起きたら、ドイツの炭鉱のように、二百何名ですか、一時に災害死んだ、そして大統領命令で国民全部が喪に服するやうなやつぱり運動が然る發生的になつていくといふのか、これが大事ではないか。私は、労働災害というものは、単に法律でなく、

たつてどうにもならぬ、労使の關係ですから、それを使用する経営者の頭、経営者ばかりとは申し上げませんけれども、そういう社会的な人命尊重の良識というものが生み起こす母体を労働災害の面から私は取り上げるべきではないか、こう思うわけでございます。そこで、外国の例を聞いてみたのであります。外国のそういう運動についての把握が、どうもあまりないようでありますけれども、そういう面をひとつとらえてやらないと、昭和三十三年ごろの七十万件からひとつも減っていない。最近また少しづつふえて、七十二、三万というところで毎年労働災害があるというところは、實際外国に對しても、形の上においても恥ずかしい、国民にとつて不幸ですから、外国と關係なしに、われわれの手で防いでいく方法を抜本的に、今度、労働大臣のお話のように、労働災害をなくするという根本的なファイトで臨まれるようでありますから、私もぜひそういう問題に手をつけてもらなければ、法規の問題や、その運動を起こしても、私はあまり実のあるものにならぬのじゃないかという気がいたすわけであります。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘の点、まことにごもっともと存ずる次第でございますが、大統領が命令を出しまして喪に服するというような状態にまで高められますためには、一般的に認識なり労働態勢なり、いろいろな点においてさらに前進しなければならぬと思つてございしますが、御指摘の中で、労働時間の問題のいろいろ御指摘がございました。労働省といたしましても、先ほども申しましたように、

問題の第一として、人命尊重という理念的な面を指摘しておりますが、それに引き続きまして、第二の問題点として指摘いたしておりますのは、産業の構造なり体質からくる問題、労働市場の構造上のいろいろな問題からくる災害といった点につきまして問題を提起しておるような次第でございます。わが国全体の問題は別といたしまして、労働災害の基本的な要因としてそれらの問題が基本にあるということは、われわれも認識いたしておりますが、ただ、産業全体の問題としては、今後におけるわが国経済の成長発展の過程における解消されるべきものとは存じますが、たとえば港湾荷役事業とか、交通運輸事業というように、さしあたって問題のあります事業につきましては、關係審議会の答申もございまして、単に安全衛生という技術的な観点からばかりでなくて、当該事業の体質改善というような問題も基本問題として十分把握いたしていきたい。先生の御指摘の点は、非常に広範、かつ、深遠な問題でございますから、行政的に具体化するとすれば、そのような点から手がけてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 ところで、まあきょうはちょっと時間がなくなつたので、あまり議論することはできませんけれども、大まかな労働者の構想はわかりました。ですから、私もひとつ意見を申し上げて、そういう問題もぜひ労働災害の根本問題として關係審議会におかけになるなら、そういうことをもう一つ皆さん方の中で、外国のいまやつてゐる安全衛生運動の表面の法律とか規制という運動、それから、国民運動は

かりでなしに、そういう基本的な問題についてひとつ取り組んでいただいで、そしてやつていただかないと、きょうはそれ以上の議論はいたしませんけれども、これは何と云つても経済上の問題にも非常に關係をしてきてゐるわけでございますので、そういう点でも、ひとつ労働省は、労働者の保護、日本生産の唯一の手にする労働者、いまこそ産業労働力の中の五二、三%でありますけれども、どの国を見ても、日本と肩を並べてといひますか、日本と同じような産業労働力の中の雇用労働者というのは七〇から八〇ということになって、その労働力というものが国家の経済や国民生活の柱になってその国の経済が回転し、榮えていく。日本もこの状態でいけば、もうほんの短い期間のうちにそういうぐあいに整理されていかなければなりません。私は思つてゐるわけであります。そんな六十時間以上千何百万人も働いてゐるというようなことでいつまでも許しておける問題ではないわけでありますから、そうなつてくると、何としても安全衛生の問題が真剣に考えておられないでいまの状態のままではいけません。私はたいへんなことになりはしませんかというのを心配してゐるわけでございます。まあ労働大臣も、先ほどのような、あのような決意によつて進められておるわけでありますから、きょうはもうこれ以上申し上げませんが、そういう意味で、あらゆる面がいまの労働大臣の決意のうちに、できるだけ短い期間で生きてきますように私はお願いをしたい。われわれも、具体的な問題で何がよいのか、労働災害にいま何がよいのか、どうすればいいかとい

うような、むしろ労働大臣、労働省から、この担当をしてゐる両院の社労委に、どういふことをすればできるかという、むしろそういう意味から意見を聞かれるような場をつくられたほうがいいんじゃないかくらいに私は思つておるわけですが、これはそういう意味で、ひとつ機会があるたびにこういう問題をとりあへて、よりよいものができますようにわれわれ申し上げていきたいと思つてゐますから、ひとつ努力をして、いま労働大臣がこの労働災害の基本的な問題と取り組んでやろうというものに期待をしてゐる人がたくさんおるわけですから、がんばつていただきたい。きょうのところはこれでやめておきたいと思つてゐます。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本件についての質疑はこの程度にとめておきます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十三分散会

昭和三十九年四月二十一日印刷

昭和三十九年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局